



令和6年度 奈良市養介護施設従事者等による 高齢者虐待について

令和6年度介護保険施設等集団指導資料別添1

養介護施設従事者等による高齢者虐待とは

老人福祉法及び介護保険法に規定する養介護施設等の業務に従事する者が行う以下の行為（高齢者虐待防止法第2条第5項）

虐待となる行為

- i 身体的虐待
- ii 介護・世話の放棄・放任
- iii 心理的虐待
- iv 性的虐待
- v 経済的虐待

養介護施設等

- ・指定・許可を受けた全ての介護サービス事業者
- ・有料老人ホーム

従事する者

- ・直接介護サービスを提供しない者も含む
（＝施設長、事務職員等）
- ・介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含む

i 身体的虐待

暴力的行為

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
- ・ぶつかって転ばせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。
- ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- ・本人に向けて物を投げつけたりする。

● 本人の利益にならない強制による行為

● 代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

- ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。
- ・家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。
- ・通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。

「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束・抑制(※)

※身体的拘束

判断ポイント

高齢者本人の行動の自由を制限しているかどうか

具体例

- ・徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

ii 介護・世話の放棄・放任[Part1]

必要とされる

介護や世話を怠り、
高齢者の生活環境・
身体や精神状態を
悪化させる行為

- ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
- ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
- ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
- ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
- ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。
- ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。

必要な用具の使用を
限定し、

高齢者の要望や行動
を制限させる行為

- ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
- ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。

ii 介護・世話の放棄・放任[Part2]

●高齢者の状態に応じた治療や介護を怠る行為

●医学的診断を無視した行為

- ・医療が必要な状況にもかかわらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。
- ・介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画の見直しを怠る。

●高齢者の権利を無視した行為

●その行為の放置

- ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。
- ・高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。
- ・必要なセンサーの電源を切る。

その他職務上の義務を著しく怠ること

- ・施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。

iii 心理的虐待[Part1]

威嚇的な 発言・態度

- ・ 怒鳴る、罵る。
- ・ 「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」、「追い出すぞ」などと言い脅す。

侮辱的な 発言・態度

- ・ 排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
- ・ 日常的にからかったり、「死ぬ」など侮辱的なことを言う。
- ・ 排泄介助の際、「臭い」、「汚い」などと言う。
- ・ 子ども扱いするような呼称で呼ぶ。

高齢者や家族の 存在や行為を

否定、無視するよ うな発言・態度

- ・ 「意味もなくコールを押さないで」、「なんでこんなことできないの」などと言う。
- ・ 他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
- ・ 話しかけ、ナースコール等を無視する。
- ・ 高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- ・ 高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。

iii 心理的虐待[Part2]

高齢者の意欲
や自立心を低下
させる行為

- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。

心理的に高齢
者を不当に孤立
させる行為

- ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・理由なく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。

その他

- ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。

iv 性的虐待

●本人への性的な行為の強要

●性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為

- ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
- ・性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)。
- ・わいせつな映像や写真を見せる。
- ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
- ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままに放置する。
- ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。

V 経済的虐待

●本人の合意なしに、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること

●本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

- ・事業所に金銭を寄与・贈与するよう強要する。
- ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。
- ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
- ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

通報義務（高齢者虐待防止法第21条）

第1項：養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

第2項：前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

第3項：前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

養介護施設従事者等に伝えてほしいこと

通報義務

高齢者虐待(と思われるもの)を発見した場合は、速やかに、市町村に通報する義務がある
(高齢者虐待防止法第21条第1項)

守秘義務

通報者が特定されるような個人情報漏洩されることはない
(高齢者虐待防止法第8条)

不利益な取り扱い

高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けない
(高齢者虐待防止法第21条第7項)

通報受付窓口

養介護施設従事者等による虐待:

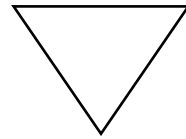
奈良市介護福祉課(0742-34-5422)

養護者による虐待:

奈良市長寿福祉課(0742-34-5439)

地域包括支援センター

どこからが虐待でどこまでが不適切なケア？
通報するしないの判断基準は？



判断する際に考えるポイントの例

高齢者の権利が
侵害されているか

高齢者や
養介護施設従事者等の
虐待に対する「自覚」の
有無にかかわらず、
客観的な視点で考える

虐待があったと
考えることに
合理性があるか

明確な判断基準はない

市の対応フロー



通報受理

- ・日時や対象者等、可能な限り具体的な情報をお聞きします
- ・通報内容を外部に漏洩することはありません



事実確認

- ・実際に現地に赴き、聞き取りや書類の確認を行います



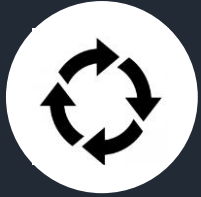
判定 & 結果通知

- ・収集した情報をもとに、虐待の事実の有無を判断します
- ・その他、改善が必要と思われる事項についての指導を行います



改善報告の受理

- ・指導内容に対する改善に向けた取組について、施設から報告を受けます



モニタリング

- ・報告内容の進捗状況を確認します

事実確認の目的



事実確認のための調査でお願いしたいこと

緊急性の判断や早急に
事実確認を行う必要が
あることから、急な調査
依頼となるが、調査への
協力をお願いしたい

虐待の調査と聞くと、マイナスに
捉えてしまうが、調査の趣旨や
目的をご理解いただき、
自施設の環境等を改めて見直す
きっかけとして捉えていただきたい

現場職員の方々もショックを
受けられると思うが、
職員の方々にも調査の趣旨や
目的を理解いただけるよう
説明をお願いしたい

市としても守秘義務が
あるため、通報者についての
情報は伝えられない

実際の通報件数・判定件数

(R7.2.1時点)

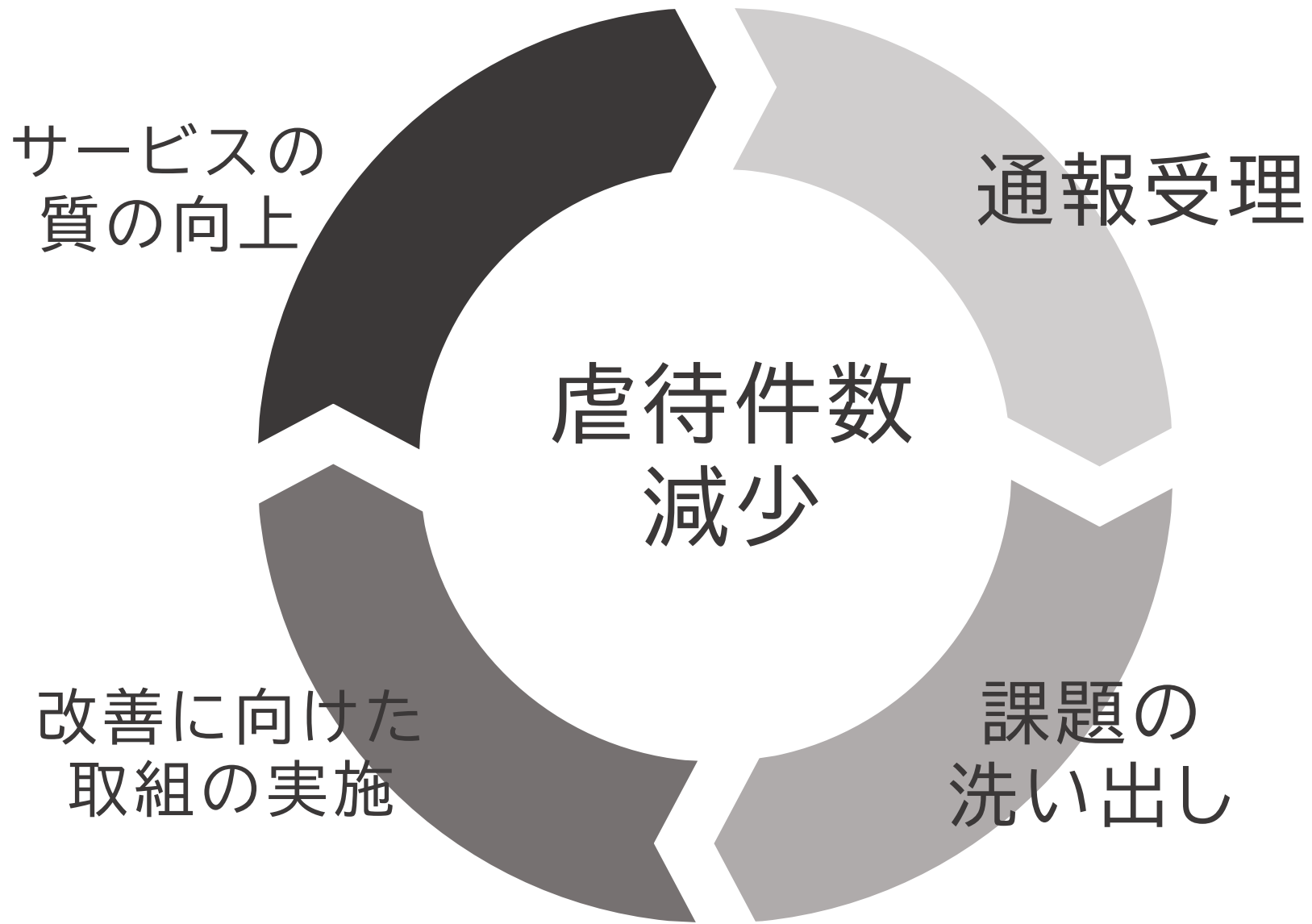
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
相談・通報件数	4	7	8	14	12	12	9
虐待と判断した件数	1	3	2	4	2	8	2

【R6虐待認定実績】

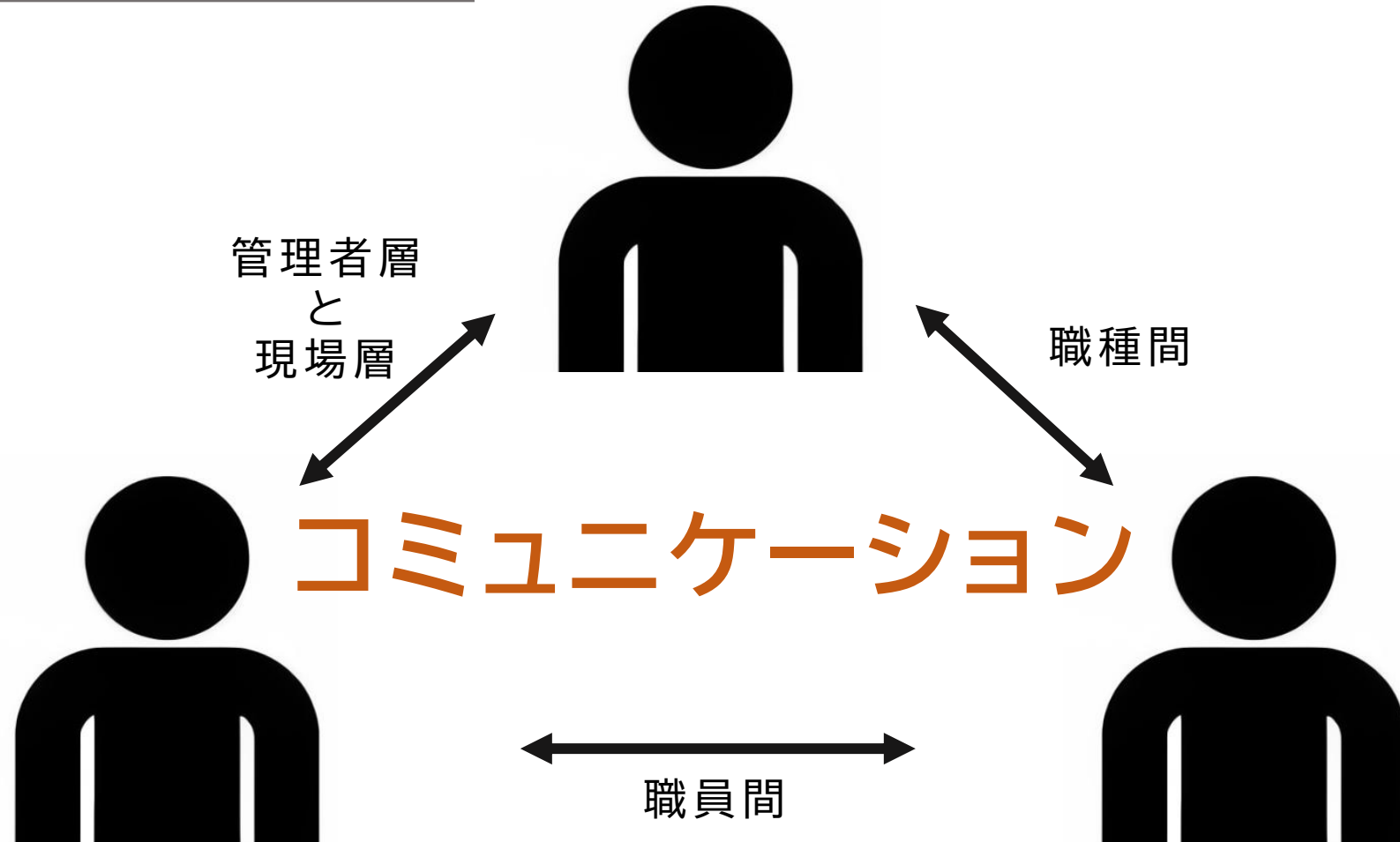
- ・身体的虐待 1件
- ・心理的虐待 1件

(なお、認定の有無にかかわらず、すべての通報事案について指導事項あり)

➡認定件数自体は減少していますが、依然として多い通報・調査状況となっています。



虐待防止に向けて

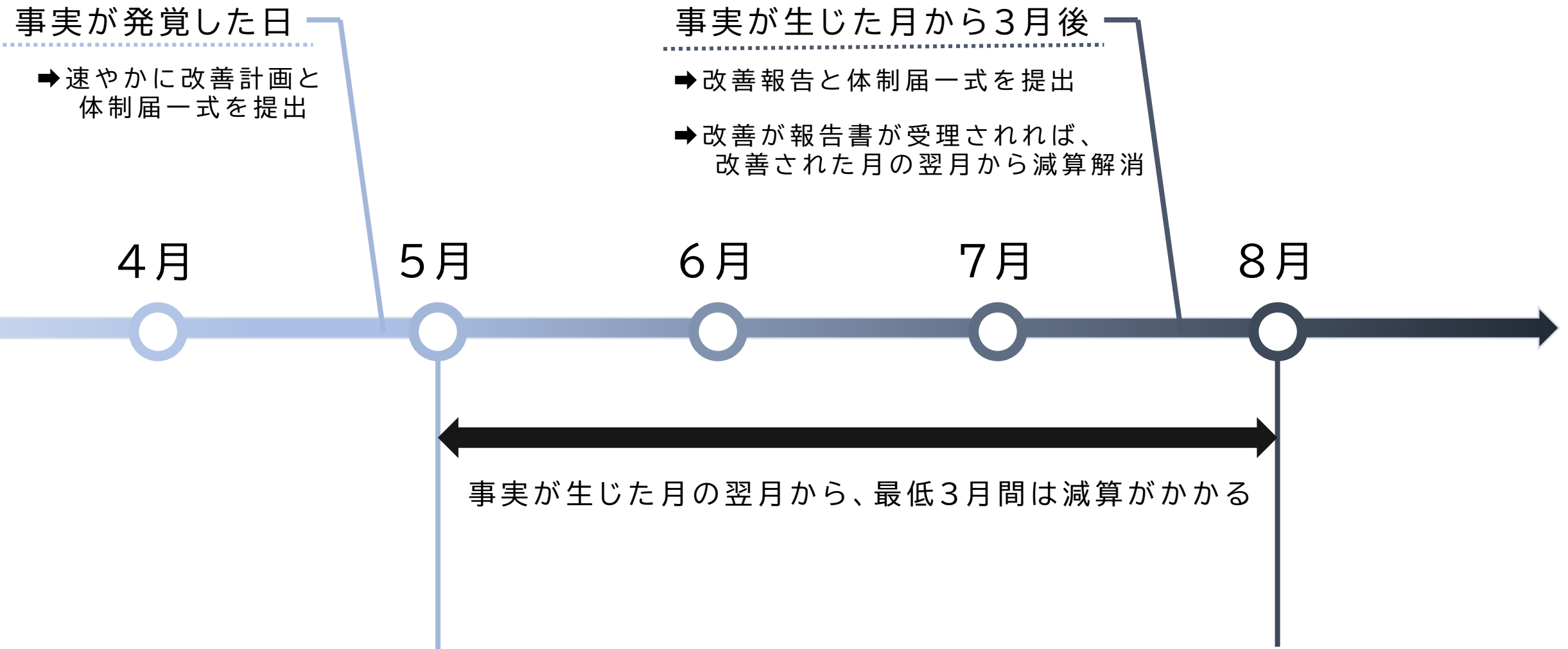


互いに声を掛け合いやすい環境、認識を共有し合えるような環境作りを目指して！

虐待防止措置・身体拘束適正化の義務について

	高齢者虐待防止措置	身体拘束廃止・適正化措置
講じなければならない措置	<ul style="list-style-type: none">i 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等も可)を定期的に開催することii 虐待の防止のための指針を整備することiii 虐待の防止のための研修を定期的実施することiv 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと	<ul style="list-style-type: none">i 身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者(入所者)の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することii 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等も可)を3月に1回以上開催することiii 身体的拘束等の適正化のための指針を整備することiv 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること
備考	<ul style="list-style-type: none">・減算対象は、居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売以外の全サービス・福祉用具貸与については、減算が適用されるのは令和9年4月1日以降	<ul style="list-style-type: none">・ ii ~ ivについては、短期入所系サービス、多機能系サービス及び施設サービスが対象

減算に該当する場合の手続き



研修に関するご案内

●虐待防止研修

➡本日と同内容の研修を、3/21(金)にも実施いたしますので、ぜひ周りの事業所様にも参加の声掛けをお願いいたします。

各種資料のご案内

●国マニュアル

（「市町村・都道府県における高齢者虐待防止への対応と養護者支援について」）

➡高齢者虐待についての基本的な考え方や、行政の対応体制について記載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00002.html

●「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」

➡身体拘束を行う場合の考え方や手順等が掲載されています。

従来の「身体拘束ゼロへの手引き」がR6.3に見直されたものとなりますので、
いま一度ご確認をお願いいたします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>